

毎週火、金曜日発行（但休日になると）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県庁舎管理の特例に関する規程の廃止
- ◇告示 公用水面の埋立の免許
河川敷地の公用廃止
土地改良事業計画について
土地改良区の設立認可に係る縦覧等について
牛の結核病検査等の実施
内水面における漁場ごとの漁業権の免許の内
容たるべき事項等
米飯提供者の登録
国民健康保険法によるその他の都道府県療養
取扱機関となる申出の受理
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十八年五月二十八日付け鳥取県告示第
二百八十一号中訂正

訓令

鳥取県訓令第十号

本庁内部部局

鳥取県庁舎管理の特例に関する規程を廃止する訓令を
次のように定める。

昭和三十八年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県庁舎管理の特例に関する規程を

廃止する訓令

鳥取県庁舎管理の特例に関する規程（昭和三十五年八
月鳥取県訓令第十号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和三十八年六月二十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の
規定に基づき、昭和三十八年六月二十一日次のとおり公
有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定に

より告示する。

昭和三十八年六月二十一日、

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

東伯郡羽合町大字上浅津

東郷湖漁業協同組合長 島田 安夫

二 埋立の場所及びその面積

東伯郡東郷町大字松崎字新町三五五番二地先の東郷池

水面七九、二平方メートル

(関係図面は土木部管理課に保存)

三 埋立の目的

東郷湖漁業協同組合松崎支部の敷地とするため
四 埋立工事の期間
着工期限 昭和三十八年七月一日
しゅん工期限 昭和三十八年七月三十一日

鳥取県告示第三百三十号

河川法(明治二十九年法律第七十一号)の適用を受ける
河川小鴨川筋鳥取県東伯郡関金町大字泰久寺地先の次
の河川敷地は公用を廃止する。

昭和三十八年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

位

置

公用廃止総面積 県に帰属する面積

左岸

右岸

鳥取県東伯郡関金町大字泰久寺字中島一、五四五番地先
大字泰久寺字大境四一六番地先
大字泰久寺字上中島一、六六四番地先
大字泰久寺字白井河原一、七二三の一番地先まで

から 一八、九六五・九 一八、九六五・九
まで 一八、九六五・九 一八、九六五・九
平方メートル 平方メートル

鳥取県告示第三百三十一号

県営で箕蚊屋地区のかんがい排水事業を行うため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、土地改良事業計画を定めたので、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

箕蚊屋地区土地改良事業計画書の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年六月二十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

蚊屋井手土地改良区事務所

豊田井手土地改良区事務所

四 異議の申立

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申立てること。

鳥取県告示第三百三十二号

昭和三十八年四月二十五日付けで気高郡青谷町大字桑原 長谷川凌一ほか十五人の者から申請のあつた青谷町桑原土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年六月二十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日

以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 結核病、ブルセラ病
 - 牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月、分べん前一ヶ月及

び分べん後十日以内のものを除く。

ひな白痢 鶏 種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

結核病……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

ひな白痢……ひな白痢急速診断法

別表 結核病検査、ブルセラ病検査

実施期日 実施区域 実施場所

六月二十八日 八頭郡佐治村 佐治検査場

別表 ひな白痢

実施月日 実施区域 実施場所

六月二十四日 八頭郡河原町 田中種鶏場

” ” ” ” ” ” 智頭町 安住 ”

” ” ” ” ” ” 黒岩 ”

” ” ” ” ” ” 谷村 ”

二十五日	河原町	平尾
”	用瀬町	田中
”	佐治村	加賀田
”	智頭町	山村
二十六日	”	小林
”	用瀬町	田淵
”	若桜町	永原
”	郡家町池田	西尾
”	”	山崎
”	智頭町	米井
”	郡家町市場	山崎
”	”	川原
”	智頭町	前川
”	用瀬町	谷口
”	郡家町下徳丸	西尾
”	河原町	東田
二十九日	八東町	小林

鳥取県告示第三百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、内水面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区を次のとおり定めたので同法同条第五項の規定により告示する。

昭和三十八年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項及び関係地区

その一

(一) 漁業権の種類 共同漁業権

(二) 漁業権の番号 内共第一号

(三) 漁場の位置及び区域

”	”	坂本
”	郡家町	梶川
”	船岡	船岡農協

漁場の位置 鳥取市、郡家町、船岡町、河原町、八束町、若桜町、用ヶ瀬町、佐治村、智頭町及び国府町

点の位置

基点甲 千代川と湖山川の合流点の導流堰堤尖端(千代川本流左岸)

基点乙 甲より四二度の線と対岸との交点

漁場区域 甲、乙を結ぶ線から上流の千代川本流及びその支流全域

四 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業時期
第五種共同 あゆ漁業 五月一日から十一月三十日まで

にじます漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

ふな漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うなぎ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

制限又は条件 なし

関係地区 鳥取市、郡家町、船岡町、河原町、八束町、若桜町、用ヶ瀬町、佐治村、智頭町及び国府町

その二

一 漁業権の種類 共同漁業権

二 漁業権の番号 内共第二号

三 漁場の位置及び区域

漁場の位置 北条町、羽合町、倉吉市、三朝町及び関金町

漁場区域 天神川本流及びその支流全域

四 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業時期
第五種共同 あゆ漁業 五月一日から十一月三十日まで

にじます漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

ふな漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うなぎ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

田 条件又は制限 なし

関係地区 北条町、羽合町、倉吉市、三朝町及び関金町

その三

一 漁業権の種類 共同漁業権

二 漁業権の番号 内共第三号

三 漁場の位置及び区域

漁場の位置 日吉津村、岸本町、西伯町、会見町、米子市、溝口町、江尾町、日野町、江府町、日南町及び岸本町

漁場区域 日野川本流及びその支流全域

四 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業時期
第五種共同 あゆ漁業 五月一日から十一月三十日まで

にじます漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

ふな漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うなぎ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

田 制限又は条件 なし

関係地区 日吉津村、岸本町、西伯町、会見町、伯仙町、米子市、溝口町、江尾町、日野町、江府町、日南町及び岸本町

その四

- (一) 漁業権の種類 共同漁業権
- (二) 漁業権の番号 内共第四号
- (三) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取市

基点甲 鳥取市湖山町と鳥取市賀露町の境界 (湖山川右岸)

基点乙 甲の対岸

基点丙 鳥取市金沢小字田中の上田中かんが

基点丁 丙の対岸

い用堰堤 (長柄川右岸)

漁場の区域 甲、乙を結ぶ線より上流の湖山川及び湖山池並びに丙、丁を結ぶ線より

下流の長柄川

四 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同 しじみ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

採藻漁業 一月一日から十二月三十一日まで

第五種共同 こい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

ふな漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うなぎ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

わかさぎ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

左橋桁 (東郷川左岸)
 基点乙 同右下流右橋桁
 漁場区域 甲、乙を結んだ線より下流の東郷川及び東郷湖並びにその下流全域
 四 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 漁業の種類 漁業の名称 漁業時期
 第一種共同 しじみ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 〃 採藻漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 第五種共同 こい漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 〃 ふな漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 〃 うなぎ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 〃 わかさぎ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

四 漁場連絡図 (農林部水産課に保管)
 四 制限又は条件 なし
 内 関係地区 東郷町及び羽合町
 二 免許予定日 昭和三十八年九月一日
 三 免許申請期間 昭和三十八年六月二十一日から昭和三十八年七月三十一日まで
 鳥取県告示第百三十五号
 食糧管理法施行規則 (昭和二十二年農林省令第百三十三号) 第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。
 昭和三十八年六月二十一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住所 営業所の所在地
倉振第一五五号 昭三八、五、一五 本明 幸枝 奴 食堂 東伯郡東郷町中興寺三四二 住所に同じ

鳥取県告示第三百三十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	法第三十七条第五項による都道府県名	同上受理年月日
細田医院	鳥取市敷片原町六二の二	全、国	昭和三八、四、一五
野島病院	倉吉市瀬崎町二、七四の一	"	"
医療法人養和会広江病院	米子市上後藤三二番地	"	"
		"	五、三〇

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年六月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

- 一 日時 昭和三十八年六月二十一日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 境水産高等学校実習船建造計画について
 - 2 その他

正 課

昭和38年5月28日付け鳥取県告示第281号中次の箇所
に誤りがあったので訂正する。

頁 段 行	誤	正
18 上 終りから 4	大字弥直谷	大字彌直谷
" " "	弥直谷	彌直谷